

# 条例議案の概要

—令和5年3月定例会—

## 目 次

議案第 16 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	4
議案第 18 号	盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例の一部を改正する条例について	6
議案第 19 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	9
議案第 20 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	15
議案第 21 号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	50
議案第 22 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	52
議案第 23 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	55
議案第 24 号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	58
議案第 25 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	60

議案第 16 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務に、高校生等に対する医療費の給付に関する事務を加えようとするものである。

2 改正の内容

高校生等に対する医療費の給付の実施に必要な情報の取得に当たり、申請者の利便性の向上のため、個人番号を利用することができる事務に、高校生等に対する医療費の給付に関する事務を加える。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 その他

個人番号の利用については、盛岡市に課税台帳がない人（転入や単身赴任など）の課税情報と所得を確認するために利用するものである。申請時に個人番号を記入してもらい、情報連携システムを使用して他市区町村の所得関係情報を確認（取得）し、医療機関等での支払いの自己負担額等を判定する。

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号	○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号																
改正 略 <b>令和5年 月 日条例第 号</b>	改正 略																
盛岡市個人番号の利用等に関する条例	盛岡市個人番号の利用等に関する条例																
第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)	第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)																
第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の機関が法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務	第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務 (3) 市の機関が法別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務																
2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。	2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。																
3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。	3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程の規定により義務付けられているときは、当該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。																
第4条及び第5条 略 附 則 略 <b>附 則 (令和5年条例第 号)</b> <b>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</b>	第4条及び第5条 略 附 則 略																
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、<b>中学生又は高校生等</b>に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、 <b>中学生又は高校生等</b> に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td>乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生<b>又は中学生</b>に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生 <b>又は中学生</b> に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務																
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、 <b>中学生又は高校生等</b> に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
機関	事務																
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生 <b>又は中学生</b> に対する医療費(以下「乳幼児等医療費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
3 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活の便宜を図るための用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																
備考	備考																
1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	1 「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。																
2 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。	2 「妊産婦」とは、妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者をいう。																
3 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5	3 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある者をいう。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5																

改正後	改正前
<p>項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>4 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。</p> <p>5 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子がかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。</p> <p>6 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>7 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>8 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>9 「高校生等」とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>10 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)をいう。以下同じ。</p> <p>別表第2及び別表第3 略</p>	<p>項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの</p> <p>(4) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者</p> <p>4 「ひとり親家庭等の親子等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの又はその者に現に扶養されている児童若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童をいう。</p> <p>5 「寡婦等」とは、配偶者のない女子又は配偶者のない男子がかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。</p> <p>6 「中度身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級及び4級に該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。</p> <p>7 「小学生」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>8 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>9 「小児慢性特定疾病児童」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)をいう。以下同じ。</p> <p>別表第2及び別表第3 略</p>

## 議案第 17 号

## 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,448（うち福祉事務所 138）	1,441（うち福祉事務所 142）	△7（うち福祉事務所 4）
水道事業及び下水道事業	206	206	0
病院事業	238	242	4
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	85	87	2
学校	229	226	△3
学校以外の教育機関	51	52	1
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,298	2,295	△3

## 3 施行期日

令和5年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																														
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員定数条例</p> <p>盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,441人</td> <td>うち142人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">206人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">242人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">87人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">226人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">52人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,295人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができると思われる公共団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和5年条例第 号）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,441人	うち142人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	206人		病院事業	242人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	87人		学校	226人		学校以外の教育機関	52人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,295人		<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市職員定数条例</p> <p>盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,448人</td> <td>うち138人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">206人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">238人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">85人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">229人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">51人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,298人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができると思われる公共団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	区分	定数	備考	市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,448人	うち138人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	206人		病院事業	238人		議会の事務部局	14人		教育委員会の事務部局	85人		学校	229人		学校以外の教育機関	51人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		農業委員会の事務部局	12人		公平委員会の事務部局	2人		合計	2,298人	
区分	定数	備考																																																																													
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,441人	うち142人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																													
水道事業及び下水道事業	206人																																																																														
病院事業	242人																																																																														
議会の事務部局	14人																																																																														
教育委員会の事務部局	87人																																																																														
学校	226人																																																																														
学校以外の教育機関	52人																																																																														
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																														
監査委員の事務部局	7人																																																																														
農業委員会の事務部局	12人																																																																														
公平委員会の事務部局	2人																																																																														
合計	2,295人																																																																														
区分	定数	備考																																																																													
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,448人	うち138人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																																													
水道事業及び下水道事業	206人																																																																														
病院事業	238人																																																																														
議会の事務部局	14人																																																																														
教育委員会の事務部局	85人																																																																														
学校	229人																																																																														
学校以外の教育機関	51人																																																																														
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																																														
監査委員の事務部局	7人																																																																														
農業委員会の事務部局	12人																																																																														
公平委員会の事務部局	2人																																																																														
合計	2,298人																																																																														

議案第 18 号

盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

消防団員のうち本部付班長、分団班長及びその他の消防団員の年額報酬の額を改定するとともに、消防団員が消防業務に従事したときの出勤報酬について定めるほか、消防団員が消防業務に従事したときの費用弁償を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 本部付班長、分団班長及びその他の消防団員の年額報酬の額を次のとおり改定する。

区分	改正前	改正後
本部付班長、分団班長	33,900円	41,000円
その他の消防団員	24,000円	36,500円

(2) 消防業務に従事したときの「費用弁償」を廃止し、「出勤報酬」を次のとおり定める。

区分	改正前 (費用弁償)	改正後 (出勤報酬)	
		災害出勤をしたとき	1回につき 2,400円
4時間以上	1日につき 8,000円		
防火点検、警備、講習、訓練等をしたとき	1日につき 2,400円	1日につき 3,000円	

(3) 出勤報酬は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月に支給する。

3 施行期日

令和5年4月1日



改正後	改正前																																																				
○盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例 昭和32年4月1日条例第3号 改正 略 令和5年 月 日条例第 号 盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例	○盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例 昭和32年4月1日条例第3号 改正 略 盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例																																																				
第1条 略 (報酬)	第1条 略 (報酬)																																																				
第2条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。	第2条 消防団員には、次に掲げる 報酬を支給する。																																																				
2 消防団員には、次に掲げる年額報酬を支給する。	2 消防団員には、次に掲げる 報酬を支給する。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>消防団長</td><td>165,500円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>121,600円</td></tr> <tr><td>本部部長</td><td>114,100円</td></tr> <tr><td>本部付分団長</td><td>106,300円</td></tr> <tr><td>本部付副分団長</td><td>91,100円</td></tr> <tr><td>本部付部長</td><td>86,600円</td></tr> <tr><td>本部付班長</td><td>41,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>106,300円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>91,100円</td></tr> <tr><td>分団部長</td><td>86,600円</td></tr> <tr><td>分団班長</td><td>41,000円</td></tr> <tr><td>その他の消防団員</td><td>36,500円</td></tr> </tbody> </table>	区分	年額報酬の額	消防団長	165,500円	副団長	121,600円	本部部長	114,100円	本部付分団長	106,300円	本部付副分団長	91,100円	本部付部長	86,600円	本部付班長	41,000円	分団長	106,300円	副分団長	91,100円	分団部長	86,600円	分団班長	41,000円	その他の消防団員	36,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>消防団長</td><td>年額 165,500円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>年額 121,600円</td></tr> <tr><td>本部部長</td><td>年額 114,100円</td></tr> <tr><td>本部付分団長</td><td>年額 106,300円</td></tr> <tr><td>本部付副分団長</td><td>年額 91,100円</td></tr> <tr><td>本部付部長</td><td>年額 86,600円</td></tr> <tr><td>本部付班長</td><td>年額 33,900円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>年額 106,300円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額 91,100円</td></tr> <tr><td>分団部長</td><td>年額 86,600円</td></tr> <tr><td>分団班長</td><td>年額 33,900円</td></tr> <tr><td>その他の消防団員</td><td>年額 24,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	消防団長	年額 165,500円	副団長	年額 121,600円	本部部長	年額 114,100円	本部付分団長	年額 106,300円	本部付副分団長	年額 91,100円	本部付部長	年額 86,600円	本部付班長	年額 33,900円	分団長	年額 106,300円	副分団長	年額 91,100円	分団部長	年額 86,600円	分団班長	年額 33,900円	その他の消防団員	年額 24,000円
区分	年額報酬の額																																																				
消防団長	165,500円																																																				
副団長	121,600円																																																				
本部部長	114,100円																																																				
本部付分団長	106,300円																																																				
本部付副分団長	91,100円																																																				
本部付部長	86,600円																																																				
本部付班長	41,000円																																																				
分団長	106,300円																																																				
副分団長	91,100円																																																				
分団部長	86,600円																																																				
分団班長	41,000円																																																				
その他の消防団員	36,500円																																																				
区分	報酬の額																																																				
消防団長	年額 165,500円																																																				
副団長	年額 121,600円																																																				
本部部長	年額 114,100円																																																				
本部付分団長	年額 106,300円																																																				
本部付副分団長	年額 91,100円																																																				
本部付部長	年額 86,600円																																																				
本部付班長	年額 33,900円																																																				
分団長	年額 106,300円																																																				
副分団長	年額 91,100円																																																				
分団部長	年額 86,600円																																																				
分団班長	年額 33,900円																																																				
その他の消防団員	年額 24,000円																																																				
3 年度途中で任命され、又は退職した者の当該年度の年額報酬の額は、消防団員となつた日の属する月から又は退職した日の属する月までの月割によつて算定した額とする。	2 年度途中で任命され、又は退職した者の当該年度の 報酬の額は、消防団員となつた日の属する月から、又は退職した日の属する月までの月割によつて算定した額とする。																																																				
4 年度途中で役職に異動のあつた者の当該年度の年額報酬の額は、異動前の年額報酬の月割額に異動前の月数を乗じて得た額と異動後の年額報酬の月割額に異動後の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。この場合において、異動の日の属する月については、任命されていた日数の多い役職(日数が同じであるときは、上位の役職)をその月におけるその者の役職とみなして計算するものとする。	3 年度途中で役職に異動のあつた者の当該年度の 報酬の額は、異動前の 報酬の月割額に異動前の月数を乗じて得た額と異動後の 報酬の月割額に異動後の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。この場合において、異動の日の属する月については、任命されていた日数の多い役職(日数が同じであるときは、上位の役職)をその月におけるその者の役職とみなして計算するものとする。																																																				
5 年額報酬は、分割して支給することができる。	4 報酬は、分割して支給することができる。																																																				
6 消防団員が消防団長の命により消防業務に従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。 (1) 災害出動をしたとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 災害出動をした時間が4時間未満の場合 1日につき4,000円 イ 災害出動をした時間が4時間以上の場合 1日につき8,000円 (2) 防火点検、警備、講習、訓練等をしたとき 1日につき3,000円																																																					
7 出動報酬は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各区分による期間ごとに、当該期間の末日の属する月の翌月に支給する。 (費用弁償)	(費用弁償)																																																				
第3条 消防団員が、公務のため旅行する場合には、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費の額及び支給方法は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。	第3条 消防団員が、公務のため旅行する場合には、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費の額及び支給方法は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。																																																				
(補則)																																																					
第4条 この条例施行のため必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号)	第4条 消防団員が消防団長の命により消防業務に従事したときは、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。 (1) 災害出動をしたとき 1回につき2,400円 (2) 防火点検、警備、講習及び訓練に従事したとき 1日につき2,400円 2 前項の費用弁償は、その月分を翌月に支給する。 (補則)																																																				
第4条 この条例施行のため必要な事項は、市長が定める。 附 則 略	第5条 この条例施行のため必要な事項は、市長が定める。 附 則 略																																																				
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。																																																					
2 この条例の施行の日前に従事した消防業務に係る改正前の盛岡市非常勤消防団員報酬等支給条例第4条の規定による費用弁償の支給については、																																																					

改正後	改正前
なお従前の例による。	

## 議案第 19 号

## 盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定しようとするものである。

## 2 改正の内容

道路法（昭和27年法律第 180号）第39条の規定により、道路管理者は条例に基づき道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は、民間における地価水準等を勘案して算定されている。今般、国において令和3年度の地価水準による道路占用料の見直しが行われ、道路法施行令が一部改正（令和4年12月14日公布、令和5年4月1日施行）されたことに伴い、盛岡市道路占用料徴収条例で規定する占用料の額の改定をしようとするもの。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 その他

## (1) 主要な単価の増減率等

(単位：円)

専用物件		改正 単価	現行 単価	差額	増減率
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	570	510	60	11.76%
	第2種電柱	870	790	80	10.13%
	第3種電柱	1,200	1,100	100	9.09%
	第1種電話柱	510	460	50	10.87%
	第2種電話柱	810	730	80	10.96%
	共架電線その他上空に設ける線類	5	5	0	0.00%
	地下電線・その他の線類	3	3	0	0.00%
道路法施行令 第7条第1号 に掲げる物件	一時的に設ける看板	180	190	-10	-5.26%
	その他の看板	1,800	1,900	-100	-5.26%
	標識	810	730	80	10.96%
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第 5号に掲げる工事用材料		180	190	-10	-5.26%

(2) 歳入見込み（令和4年度実績見込による比較）

改定前 約 83,000 千円

改定後 約 90,000 千円（約 7,000 千円の増）

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略 令和5年 月 日条例第 号 盛岡市道路占用料徴収条例				○盛岡市道路占用料徴収条例 昭和30年3月25日条例第16号 改正 略 盛岡市道路占用料徴収条例			
第1条 略 (占用料の額)				第1条 略 (占用料の額)			
第2条 占用料の額は、別表の規定により算出して得た額(その額が100円に満たないときは、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額(その額が100円に満たないときは、100円)の合計額とする。				第2条 占用料の額は、別表の規定により算出して得た額(その額が100円に満たないときは、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額(その額が100円に満たないときは、100円)の合計額とする。			
第3条から第5条まで 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) この条例は、令和5年4月1日から施行する。				第3条から第5条まで 略 附 則 略			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料 (円)		占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510
	第2種電柱		870		第2種電柱		790
	第3種電柱		1,200		第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		510		第1種電話柱		460
	第2種電話柱		810		第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,100		第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		51		その他の柱類		46
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		路上に設ける変圧器	1個につき1年	450
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420		郵便差出箱及び信書便差出箱		380
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270

改正後				改正前				
	外径が1メートル以上のもの		610		外径が1メートル以上のもの		550	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	910	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		900	上空に設ける通路		930		
	地下に設ける通路		540	地下に設ける通路		560		
その他のもの		1,000	その他のもの		910			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	18	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	180		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	190	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	810	標識		1本につき1年	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	180		その他のもの	1本につき1月	190
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		900		その他のもの		930
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	910
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	180	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	190	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	

改正後		額
地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月とし

改正前		額
地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月とし

改正後	改正前
て計算する。	て計算する。



議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等を定めるとともに、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅等に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 建築基準法関連

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減（2013年度比）の実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組の強化を背景とした建築基準法の改正に伴い、以下に示す許可制度等に係る申請手数料を新たに定めようとするものである。

ア 建蔽率・容積率及び高さ制限に係る特例許可の拡充

省エネ化の工事に伴い建蔽率・容積率及び高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度の創設。

イ 容積率不算入に係る認定制度の創設

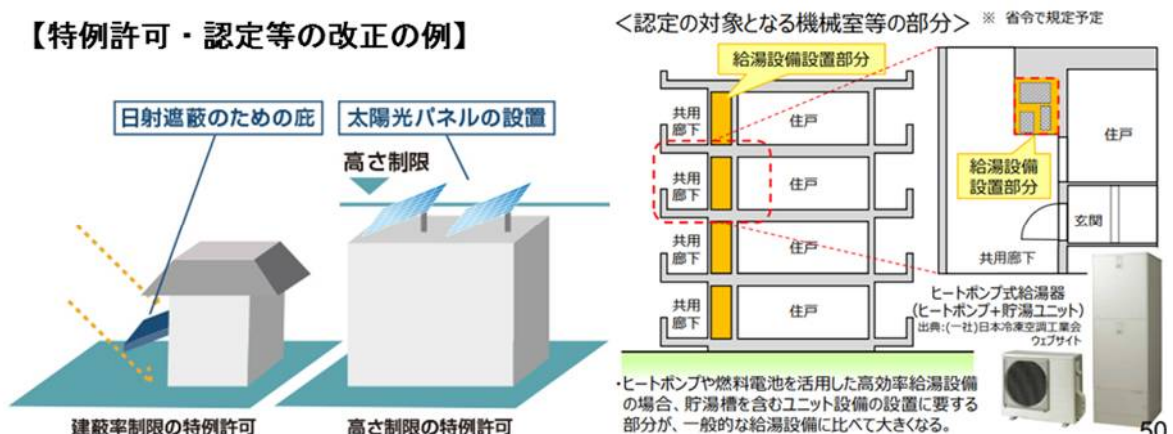
住宅等の省エネ化に伴い設置される機械室等について、省令基準に適合していれば容積率に不算入とする特例認定制度の創設。

ウ 一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充

一団地の総合的設計制度等の対象行為について、既定の新築、増築、改築、移転に大規模の修繕、大規模の模様替を加えるもの。

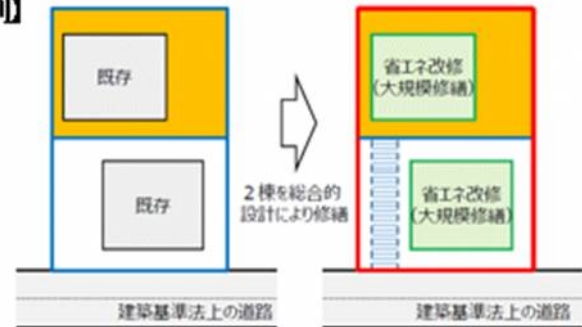
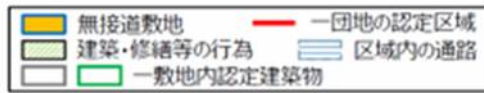
※手数料表を別紙1として添付。

【特例許可・認定等の改正の例】



### 【一団地認定により大規模修繕が可能となる例】

・道路より奥側の既存不適格建築物を含む複数の建築物を改修する際、一団地の総合的設計の認定を受けることができれば、省エネ改修が可能となる。



#### (2) 租税特別措置法関連

租税特別措置法の一部改正により、連結法人の土地譲渡に関する特別税率の規定が削除されたことに伴い、優良宅地造成認定及び優良住宅新築認定の規定を整備するほか、併せて所要の整備をしようとするものである。

#### (3) 宅地造成等規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）関連

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の附則の規定により、経過措置（施行期日から2年）として、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請及び変更許可申請は、従前の宅地造成等規制法の規定が適用されることに伴い、申請に対する審査事務に係る規定を整備しようとするものである。

#### (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関連

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、ZEH水準の省エネ性能を有する住宅であることを確認できる「誘導仕様基準」が新設されたため、以下の認定に係る申請手数料を新たに定めようとするものである。

##### ア 低炭素建築物新築等計画認定における住宅等の認定

誘導仕様基準により計画された一戸建ての住宅、共同住宅等及び住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の認定申請手数料を新設。

##### イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定における住宅等の認定

誘導仕様基準により計画された一戸建ての住宅、共同住宅等及び複合建築物の住宅部分の認定申請手数料を新設。

※低炭素認定に係る手数料表を別紙2及び性能向上計画認定に係る手数料表を別紙3として添付。

### 3 施行期日

- (1) 2 (2)及び(4) 公布の日
- (2) 2 (1) 令和5年4月1日
- (3) 2 (3) 令和5年5月26日

別表 21 の 2、22 の 2、25、25 の 2、37～39 の 2 「建築基準法」申請手数料

事務	名称	金額	事務	名称	金額
21の2 (新設) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	27,000円	38の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の特例の申請に対する審査	一団地内に建築等をすする建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(建築等をすするものに限る。)の数が1又は2の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(建築等をすするものに限る。)の数が3以上の場合</u>
22 略			38の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の特例の申請に対する審査	既存建築物を前提に総合的見地からした設計における建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(建築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(建築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
22の2 (新設) 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	160,000円	39 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の特例の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料	78,000円 <u>(1)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
23から24まで 略			39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の特例の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
24の2 (新設) 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の特例の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
25 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	160,000円	39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の特例の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
26から36の2まで 略			39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の特例の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の特例の申請に対する審査	一団地内に建築等をすする建築物の特例認定申請手数料	78,000円	39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の特例の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の申請手数料	238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(新築又は増築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>
38 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の特例の申請に対する審査	既存建築物を前提に総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手数料	78,000円			238,000円 <u>(1)申請に係る建築物(建築等をすするものに限る。)の数が1の場合</u> <u>(2)申請に係る建築物(建築等をすするものに限る。)の数が2以上の場合</u>

※下線部分が改正箇所

「建築等」：建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をいう。

「増築等」：建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をいう。

別表 65 の 16 「低炭素認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種別				
			適合証なし		適合証あり		
			標準計算	モデル建築物			
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に對する審査	ア ・一戸建ての住宅 ・住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（住戸の数が1であるもの） ・共同住宅等（住宅部分）	(ア) 200㎡以内のもの	35,000円	—	5,000円		
		(イ) 200㎡を超え400㎡以内のもの	70,000円	—	10,000円		
		(ウ) 400㎡を超え800㎡以内のもの	97,000円	—	16,000円		
		(エ) 800㎡を超え2,000㎡以内のもの	136,000円	—	27,000円		
		(オ) 2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	195,000円	—	45,000円		
		(カ) 4,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	278,000円	—	80,000円		
		(ク) 8,000㎡を超え16,000㎡以内のもの	376,000円	—	126,000円		
		(ケ) 16,000㎡を超え24,000㎡以内のもの	493,000円	—	158,000円		
		(ク) 24,000㎡を超えるもの	579,000円	—	169,000円		
		<u>(ア) 200㎡以内のもの</u>	—	—	<u>18,000円</u>		
		<u>(イ) 200㎡を超えるもの</u>	—	—	<u>19,000円</u>		
		イ ・一戸建ての住宅 ・住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（住戸の数が1であるもの） ・共同住宅等（住宅部分）	ア ・共同住宅等（共用部分） ・住宅・非住宅複合建築物の共用部分（住戸の数が2以上であるもの） ※住宅部分はアの規定を準用	(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	—	10,000円
(イ) 300㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円			—	27,000円		
(ウ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円			—	80,000円		
(エ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	356,000円			—	126,000円		
(オ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円			—	158,000円		
(カ) 25,000㎡を超えるもの	495,000円			—	198,000円		
<u>(ア) 300㎡以内のもの</u>	—			—	<u>33,000円</u>		
<u>(イ) 300㎡を超え2,000㎡以内のもの</u>	—			—	<u>57,000円</u>		
<u>(ウ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの</u>	—			—	<u>103,000円</u>		
<u>(エ) 5,000㎡を超えるもの</u>	—			—	<u>155,000円</u>		
エ ・共同住宅等（共用部分） ・住宅・非住宅複合建築物の共用部分（住戸の数が2以上であるもの） ※住宅部分はイの規定を準用	ア ・非住宅建築物 （工場等専用用途以外） ・住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（工場等専用用途以外）			(ア) 300㎡以内のもの	239,000円	96,000円	10,000円
				(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	297,000円	120,000円	17,000円
		(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	380,000円	156,000円	27,000円		
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	540,000円	249,000円	80,000円		
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	662,000円	309,000円	126,000円		
		(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	780,000円	372,000円	158,000円		
		(ク) 25,000㎡を超えるもの	890,000円	451,000円	198,000円		
		(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	48,000円	10,000円		
		(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000円	63,000円	17,000円		
		(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円	84,000円	27,000円		
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	154,000円	80,000円		
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	256,000円	212,000円	126,000円		
(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	258,000円	158,000円				
(ク) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	309,000円	198,000円				
エ ・非住宅建築物 （工場等専用用途） ・住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（工場等専用用途）	ア ・住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	48,000円	10,000円		
		(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000円	63,000円	17,000円		
		(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円	84,000円	27,000円		
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	154,000円	80,000円		
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	256,000円	212,000円	126,000円		
		(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	258,000円	158,000円		
		(ク) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	309,000円	198,000円		
		(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	48,000円	10,000円		
		(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000円	63,000円	17,000円		
		(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円	84,000円	27,000円		
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	154,000円	80,000円		
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	256,000円	212,000円	126,000円		
(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	258,000円	158,000円				
(ク) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	309,000円	198,000円				
65の17に定める計画の変更に係る認定申請の申請手数料は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。	確認申請との併願時は（1）の金額に確認申請手数料追加 ア及びウ又はイ及びエに定める額にオ又はカの額を加算	(2) 略					

別表 65 の 17・・・変更認定申請手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

別表 65 の 22 「性能向上計画認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種別						
			適合証なし		適合証あり				
			標準計算	モデル建築物					
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物 (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額	建築物の区分 ア ・ 一戸建ての住宅 ・ 複合建築物の住宅部分（住戸の数が1であるもの）  イ ・ 共同住宅等（建築物全体） ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積 ・ 複合建築物の住宅部分（住戸の数が2以上であるもの） ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積	面積区分 (ア) 200㎡以内のもの (イ) 200㎡を超えるもの (ア) 300㎡以内のもの (イ) 300㎡を超え2,000㎡以内のもの (ウ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの (エ) 5,000㎡を超えるもの (ア) 300㎡以内のもの (イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの (ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの (エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの (オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの (カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの (キ) 25,000㎡を超えるもの	適合証なし モデル建築物	添付図書の種別 適合証あり				
						38,000円	—	—	6,000円
						—	—	—	<u>6,000円</u>
						43,000円	—	—	6,000円
						—	—	—	<u>6,000円</u>
						77,000円	—	—	11,000円
						—	—	—	<u>11,000円</u>
						127,000円	—	—	23,000円
						—	—	—	<u>23,000円</u>
						217,000円	—	—	50,000円
—	—	—	<u>50,000円</u>						
310,000円	—	—	89,000円						
—	—	—	<u>89,000円</u>						
251,000円	—	96,000円	11,000円						
315,000円	—	123,000円	19,000円						
406,000円	—	161,000円	30,000円						
580,000円	—	261,000円	89,000円						
714,000円	—	341,000円	141,000円						
844,000円	—	409,000円	178,000円						
962,000円	—	480,000円	222,000円						
(2) 略	建築物の連結による複数建築物は各建築物に応じた上記手数料を合算した額。 ※別表65の23に定める計画の変更に係る認定申請の手数料は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。	住宅部分	ア(ア)～(イ) イ(ア)～(エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数料を合算					
		非住宅部分	ウ(ア)～(キ)						
		確認申請との併置時は(1)の金額に確認申請手数料追加							

別表 65 の 23 . . . 変更認定申請手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																			
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和5年条例第 号）</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）別表46の項から49の項まで、65の16の項、65の17の項、65の20の項及び65の22の項の改正規定 公布の日</p> <p>（2）別表21の項の次に1項を加える改正規定、同表22の項の次に1項を加える改正規定、同表24の項の次に1項を加える改正規定並びに同表25の項及び37の項から39の2の項までの改正規定 令和5年4月1日</p> <p>（3）別表51の項及び51の2の項の改正規定 令和5年5月26日</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から21まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査</td> <td>建築物の延べ面積の特例認定申請手数料</td> <td style="text-align: right;">2万7,000円</td> </tr> <tr> <td>22 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22の2 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</td> <td>建築物の建蔽率の特例許可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">16万円</td> </tr> <tr> <td>23から24まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</td> <td>屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の高さの特例許可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">16万円</td> </tr> <tr> <td>25 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</td> <td>建築物の高さの許可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">16万円</td> </tr> <tr> <td>26から36の2まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と</td> <td>一団地内に建築等をする建築物の特例認定申請手数料</td> <td>（1）申請に係る建築物（建築等をするものに限る。以下この項におい</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から21まで 略			21の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	2万7,000円	22 略			22の2 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	16万円	23から24まで 略			24の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円	25 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円	26から36の2まで 略			37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と	一団地内に建築等をする建築物の特例認定申請手数料	（1）申請に係る建築物（建築等をするものに限る。以下この項におい	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から21まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23から24まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</td> <td>建築物の高さの許可申請手数料</td> <td style="text-align: right;">16万円</td> </tr> <tr> <td>26から36の2まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と</td> <td>一団地内に建築される建築物の特例認定申請手数料</td> <td>（1）申請に係る建築物</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から21まで 略			22 略			23から24まで 略			25 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円	26から36の2まで 略			37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と	一団地内に建築される建築物の特例認定申請手数料	（1）申請に係る建築物
手数料を徴収する事務	名称	金額																																																		
1から21まで 略																																																				
21の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	2万7,000円																																																		
22 略																																																				
22の2 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	16万円																																																		
23から24まで 略																																																				
24の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円																																																		
25 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円																																																		
26から36の2まで 略																																																				
37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と	一団地内に建築等をする建築物の特例認定申請手数料	（1）申請に係る建築物（建築等をするものに限る。以下この項におい																																																		
手数料を徴収する事務	名称	金額																																																		
1から21まで 略																																																				
22 略																																																				
23から24まで 略																																																				
25 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	16万円																																																		
26から36の2まで 略																																																				
37 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地と	一団地内に建築される建築物の特例認定申請手数料	（1）申請に係る建築物																																																		

改正後			改正前		
みなすこと等による制限の緩和に関する特例の認定の申請に対する審査		て同じ。)の数が1又は2の場合 7万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が3以上の場合 7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	みなすこと等による制限の緩和に関する特例の認定の申請に対する審査		の数が1又は2の場合 7万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が3以上の場合 7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
38 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提に総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 申請に係る建築物(建築等をするものに <del>限る</del> )。以下この項において同じ。)の数が1の場合 7万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	38 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提に総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 申請に係る建築物(既存建築物を除く)。以下この項において同じ。)の数が1の場合 7万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
38の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築等をする建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	(1) 申請に係る建築物(建築等をするものに <del>限る</del> )。以下この項において同じ。)の数が1又は2の場合 23万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が3以上の場合 23万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	38の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	(1) 申請に係る建築物の数が1又は2の場合 23万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が3以上の場合 23万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
38の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提に総合的見地からした設計における建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	(1) 申請に係る建築物(建築等をするものに <del>限る</del> )。以下この項において同じ。)の数が1の場合 23万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 23万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	38の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提に総合的見地からした設計における建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	(1) 申請に係る建築物(既存建築物を除く)。以下この項において同じ。)の数が1の場合 23万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 23万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
39 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料	(1) 申請に係る建築物(新築又は増築等をするものに <del>限る</del> )。以下この項において同じ。)の数が1の場合 7万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額	39 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	(1) 申請に係る建築物(既存建築物を除く)。以下この項において同じ。)の数が1の場合 7万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築	一敷地内認定建築物以外の建築物等の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造又は一敷地内許可建築物以外の建築物等の新築等の特例許可申請手数料	(1) 申請に係る建築物(新築又は増築等をするものに <del>限る</del> )。以下この項において同じ。)の数が1の場合 23万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 23万8,000円に1を超える建築物の数に2万	39の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築	一敷地内認定建築物及び一敷地内許可建築物以外の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造の特例許可申請手数料	(1) 申請に係る建築物(既存建築物を除く)。以下この項において同じ。)の数が1の場合 23万8,000円 (2) 申請に係る建築物の数が2以上の場合 23万8,000円に1を超える建築物の数に2万

改正後			改正前		
物以外の建築物の新築若しくは一般地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査		8,000円を乗じて得た額を加算した額	物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査		8,000円を乗じて得た額を加算した額
40から45まで 略			40から45まで 略		
46 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	(1) 申請に係る造成宅地の面積が1,000平方メートル未満の場合 8万6,000円 (2) 申請に係る造成宅地の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合 13万円 (3) 申請に係る造成宅地の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満の場合 19万円 (4) 申請に係る造成宅地の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満の場合 26万円 (5) 申請に係る造成宅地の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満の場合 39万円 (6) 申請に係る造成宅地の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満の場合 51万円 (7) 申請に係る造成宅地の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満の場合 66万円 (8) 申請に係る造成宅地の面積が10万平方メートル以上の場合 87万円	46 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	(1) 申請に係る造成宅地の面積が1,000平方メートル未満の場合 8万6,000円 (2) 申請に係る造成宅地の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合 13万円 (3) 申請に係る造成宅地の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満の場合 19万円 (4) 申請に係る造成宅地の面積が6,000平方メートル以上1万平方メートル未満の場合 26万円 (5) 申請に係る造成宅地の面積が1万平方メートル以上3万平方メートル未満の場合 39万円 (6) 申請に係る造成宅地の面積が3万平方メートル以上6万平方メートル未満の場合 51万円 (7) 申請に係る造成宅地の面積が6万平方メートル以上10万平方メートル未満の場合 66万円 (8) 申請に係る造成宅地の面積が10万平方メートル以上の場合 87万円
47 削除			47 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項及び49の項において「平成10年改正措置法」という。)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる平成10年改正措置法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び49の項において「旧租税特別措置法」という。)第63条の	優良宅地造成認定申請手数料	8万6,000円



改正後			改正前		
			2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
48 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ  又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	(1) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号、  第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニに規定する都道府県知事の認定に係る審査 次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 100平方メートル以下のとき 6,200円 イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円 ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円 エ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円 オ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき 4万3,000円 カ 5万平方メートルを超えるとき 5万8,000円  (2) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ、  、第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニに規定する市町村長の認定に係る審査 次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、そ	48 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第69第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	(1) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号、 <b>第68条の69第3項第6号</b> 、 第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニに規定する都道府県知事の認定に係る審査 次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 100平方メートル以下のとき 6,200円 イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円 ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円 エ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円 オ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき 4万3,000円 カ 5万平方メートルを超えるとき 5万8,000円  (2) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ、 <b>第68条の69第3項第7号ロ</b> 、第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニに規定する市町村長の認定に係る審査 次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、そ

改正後			改正前		
	<p>れぞれ次に定める金額</p> <p>ア 100平方メートル以下のとき 6,200円</p> <p>イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円</p> <p>ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円</p> <p>オ 1万平方メートルを超えるとき 4万3,000円</p> <p>(2) 新たな土地を切土又は盛土をする土地に編入する場合の当該土地の区域の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更 1万円</p>			<p>れぞれ次に定める金額</p> <p>ア 100平方メートル以下のとき 6,200円</p> <p>イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円</p> <p>ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円</p> <p>オ 1万平方メートルを超えるとき 4万3,000円</p> <p>(2) 新たな土地を切土又は盛土をする土地に編入する場合の当該土地の区域の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更 1万円</p>	
49 削除			49 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号若しくは第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号若しくは第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	良質住宅新築認定申請手数料	(1) 平成10年改正措置法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第2号に規定する都道府県知事の認定に係る審査 次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
					ア 100平方メートル以下のとき 6,200円
					イ 100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円
					ウ 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円
					エ 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円
					オ 1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき 4万3,000円
					カ 5万平方メートルを超えるとき 5万

改正後			改正前		
					<p>8,000円</p> <p>(2) 平成10年改正措置 法附則第20条第3項の 規定によりなお従前の 例によることとされる 旧租税特別措置法第63 条の2第3項第3号ロ 又は平成10年改正措置 法附則第20条第4項の 規定によりなおその効 力を有することとされ る旧租税特別措置法第 63条の2第3項第3号 ロに規定する市町村長 の認定に係る審査 次 に掲げる新築住宅の床 面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>ア 100平方メートル以 下のとき 6,200円</p> <p>イ 100平方メートルを 超え500平方メートル 以下のとき 8,600円</p> <p>ウ 500平方メートルを 超え2,000平方メー トル以下のとき 1万 3,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル を超え1万平方メー トル以下のとき 3 万5,000円</p> <p>オ 1万平方メートル を超えるとき 4万 3,000円</p>
50	略		50	略	
51	<p>宅地造成等規制 法の一部を改正す る法律（令和4年 法律第55号。以下 この項及び51の2 の項において「令 和4年改正宅地造 成等規制法」とい う。）附則第2条 第1項及び第2項 の規定によりなお 従前の例によるこ ととされる令和4 年改正宅地造成等 規制法による改正 前の宅地造成等規 制法（昭和36年法 律第191号）第8条 第1項本文の規定 に基づく宅地造成 に関する工事の許 可の申請に対する 審査</p>	<p>宅地造成工事許可申 請手数料</p> <p>(1) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が500平方メートル以 下の場合 1万2,000円</p> <p>(2) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以下の場合 2万1,000 円</p> <p>(3) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以下の場合 3万 1,000円</p> <p>(4) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以下の場合 4万 7,000円</p> <p>(5) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が5,000平方メートル を超え1万平方メー トル以下の場合 6万</p>	<p>51 宅地造成等規制 法</p> <p>宅地造成工事許可申 請手数料</p> <p>(1) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が500平方メートル以 下の場合 1万2,000円</p> <p>(2) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が500平方メートルを 超え1,000平方メートル 以下の場合 2万1,000 円</p> <p>(3) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以下の場合 3万 1,000円</p> <p>(4) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以下の場合 4万 7,000円</p> <p>(5) 申請に係る切土又 は盛土をする土地の面 積が5,000平方メートル を超え1万平方メー トル以下の場合 6万</p>		

改正後			改正前		
		7,000円 (6) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合 11万円 (7) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合 17万円 (8) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 25万円 (9) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 34万円 (10) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 42万円			7,000円 (6) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合 11万円 (7) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合 17万円 (8) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 25万円 (9) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 34万円 (10) 申請に係る切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超える場合 42万円
51の2 <b>令和4年改正宅地造成等規制法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅地造成等規制法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項本文</b> の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査	宅地造成工事変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額(その額が42万円を超えるときは、42万円) (1) 工事に関する設計の変更 切土又は盛土をする土地の面積(当該土地の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の当該土地の面積)に応じ、51の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 新たな土地を切土又は盛土をする土地に編入する場合の当該土地の区域の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額 (3) その他の変更 1万円	51の2 <b>宅地造成等規制法第12条第1項</b>	宅地造成工事変更許可申請手数料	次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算出して得た金額を合算した金額(その額が42万円を超えるときは、42万円) (1) 工事に関する設計の変更 切土又は盛土をする土地の面積(当該土地の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の当該土地の面積)に応じ、51の項の右欄に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額 (2) 新たな土地を切土又は盛土をする土地に編入する場合の当該土地の区域の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、51の項の右欄に規定する金額 (3) その他の変更 1万円
52から65の15まで略			52から65の15まで略		
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ	65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ

改正後		改正前	
	<p>れ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）<b>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準への適合性（以下この項及び65の22の項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。）</b>又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）であって住戸の数が1であるものの住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）<b>（第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。）</b></p> <p>（ア）床面積の合計が20平方メートル以内のもの 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」とい</p>		<p>れ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。）</p> <p>又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。）を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）であって住戸の数が1であるものの住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）</p> <p>（ア）床面積の合計が20平方メートル以内のもの 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」とい</p>

改正後		改正前	
	う。)の提出がある 場合にあつては、 5,000円)		う。)の提出がある 場合にあつては、 5,000円)
	(イ) 床面積の合計 が200平方メー トルを超え400平方メ ートル以内のもの 7万円(適合証の提 出がある場合にあ つては、1万円)		(イ) 床面積の合計 が200平方メー トルを超え400平方メ ートル以内のもの 7万円(適合証の提 出がある場合にあ つては、1万円)
	(ウ) 床面積の合計 が400平方メー トルを超え800平方メ ートル以内のもの 9万7,000円(適合 証の提出がある場 合にあつては、1万 6,000円)		(ウ) 床面積の合計 が400平方メー トルを超え800平方メ ートル以内のもの 9万7,000円(適合 証の提出がある場 合にあつては、1万 6,000円)
	(エ) 床面積の合計 が800平方メー トルを超え2,000平方メ ートル以内のもの 13万6,000円(適 合証の提出がある 場合にあっては、2 万7,000円)		(エ) 床面積の合計 が800平方メー トルを超え2,000平方メ ートル以内のもの 13万6,000円(適 合証の提出がある 場合にあっては、2 万7,000円)
	(オ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え4,000平方 メートル以内のも の 19万5,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、4万5,000円)		(オ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え4,000平方 メートル以内のも の 19万5,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、4万5,000円)
	(カ) 床面積の合計 が4,000平方メー トルを超え8,000平方 メートル以内のも の 27万8,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、8万円)		(カ) 床面積の合計 が4,000平方メー トルを超え8,000平方 メートル以内のも の 27万8,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、8万円)
	(キ) 床面積の合計 が8,000平方メー トルを超え1万6,000 平方メートル以内 のもの 37万6,000 円(適合証の提出が ある場合にあって は、12万6,000円)		(キ) 床面積の合計 が8,000平方メー トルを超え1万6,000 平方メートル以内 のもの 37万6,000 円(適合証の提出が ある場合にあって は、12万6,000円)
	(ク) 床面積の合計 が1万6,000平方メ ートルを超え2万 4,000平方メートル 以内のもの 49万 3,000円(適合証の 提出がある場合に あつては、15万 8,000円)		(ク) 床面積の合計 が1万6,000平方メ ートルを超え2万 4,000平方メートル 以内のもの 49万 3,000円(適合証の 提出がある場合に あつては、15万 8,000円)
	(ケ) 床面積の合計 が2万4,000平方メ ートルを超えるも の 57万9,000円		(ケ) 床面積の合計 が2万4,000平方メ ートルを超えるも の 57万9,000円

改正後		改正前	
	<p>(適合証の提出がある場合にあつては、16万9,000円)</p> <p>イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項、65の17の項及び65の22の項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請に係る一戸建ての住宅に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が1であるものの住宅部分(第2基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 1万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 1万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5,000円)</p> <p>ウ 共同住宅等(第1基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分(第1基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。)の床面積((ア)</p>		<p>(適合証の提出がある場合にあつては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>又は住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分</p> <p>共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。65の22の項及び65の24の項において同じ。)の床面積((ア)</p>

改正後		改正前	
	<p>から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p><b>エ 共同住宅等(第2基準適合性に係る認定申請に係る共同住宅等に限る。)又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分(第2基準適合性に係る認定申請に係る住宅部分に限る。) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係</b></p>		<p>から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p>



改正後		改正前	
	<p>るイ(ア)又は(イ)に掲げる床面積(住戸の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分の床面積((ア)から(エ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 3万3,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 5万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 10万3,000円(適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 15万5,000円(適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(カ)に掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の25の項までにおいて同じ。)(カ)に掲げる部分を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令</p>		<p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エ)に掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の25の項までにおいて同じ。)(エ)に掲げる部分を除く。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 建築</p>

改正後		改正前	
	<p>第10条第1号イ (1)及びロ(1)</p> <p>に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては23万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項及び65の22の項において「第4基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては29万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては12万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第3基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第4基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつて</p>		<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準への適合性(以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては23万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、同号ロに定める基準への適合性(以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては29万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては12万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつて</p>

改正後		改正前	
	<p>は、2万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては24万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては30万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては78万円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては37万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては89万円(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては45万1,000円</p>		<p>は、2万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては24万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては30万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては78万円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては37万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては89万円(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては45万1,000円</p>

改正後		改正前	
	<p>(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)</p> <p><b>カ</b> 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <b>省令第10条第1号ロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第5基準適合性」という。)</b>に係る認定申請にあつては10万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、<b>同号ロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第6基準適合性」という。)</b>に係る認定申請にあつては4万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては13万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、<b>第6基準適合性</b>に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p>		<p>(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)</p> <p><b>エ</b> 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分(以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては10万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては4万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては13万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p>

改正後		改正前	
	<p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては17万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円）、<b>第6基準適合性</b>に係る認定申請にあつては8万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては27万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）、<b>第6基準適合性</b>に係る認定申請にあつては15万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては35万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては12万6,000円）、<b>第6基準適合性</b>に係る認定申請にあつては21万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては42万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）、<b>第6基準適合性</b>に係る認定申請にあつては</p>		<p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては17万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円）、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては8万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては27万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては15万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては35万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては12万6,000円）、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては21万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては42万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあつては</p>

改正後		改正前	
	<p>25万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの <b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあっては49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）、<b>第6基準適合性</b>に係る認定申請にあっては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p><b>キ</b> 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）ア(ア)から(ケ)まで及び<b>ウ(ア)</b>から(カ)までに定める額（<b>住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係る認定申請が第2基準適合性</b>に係る認定申請である場合にあっては、<b>イ(ア)</b>又は<b>イ(イ)</b>及び<b>エ(ア)</b>から<b>エ(イ)</b>までに定める額）を合算した額に、<b>オ(ア)</b>から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、<b>カ(ア)</b>から(キ)まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<b>オ(ア)</b>から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、<b>カ(ア)</b>から(キ)まで）に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該</p>		<p>25万8,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるものの <b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあっては49万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）、<b>第5基準適合性</b>に係る認定申請にあっては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円）</p> <p><b>オ</b> 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。）ア(ア)から(ケ)まで及び<b>イ(ア)</b>から(カ)までに定める額</p> <p>を合算した額に、<b>ウ(ア)</b>から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、<b>エ(ア)</b>から(キ)まで）に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<b>ウ(ア)</b>から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、<b>エ(ア)</b>から(キ)まで）に定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該</p>

改正後			改正前		
		<p>各号に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>各号に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。）に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
<p>65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア（ア）から（ケ）までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア（ア）から（ケ）までに定める額（当該住宅又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあっては、同欄第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号イ（ア）又は（イ）に定める額）</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの</p>	<p>65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア（ア）から（ケ）までに掲げる床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア（ア）から（ケ）までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの</p>

改正後		改正前	
	<p>住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額(当該共同住宅等又は当該住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)までに定める額を合算した額)</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。)</p> <p>65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち工場等専用部分</p> <p>65の16の項の右欄第1号カ(ア)から</p>		<p>住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。)</p> <p>65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち工場等専用部分</p> <p>65の16の項の右欄第1号エ(ア)から</p>



改正後		改正前	
	<p>(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号カ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 (変更認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)まで)並びに同欄第1号オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄第1号カ(ア)から(キ)まで)に掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)(65の16の項の右欄第1号オ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分の変更認定申請が第2基準適合性に係る変更認定申請である場合にあっては、同欄第1号イ(ア)又は(イ)及び同欄第1号エ(ア)から(エ)まで)並びに同欄第1号オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住</p>		<p>(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 (変更認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同欄第1号エ(ア)から(キ)まで)に掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)(65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住</p>

改正後			改正前		
		<p>宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、<b>同欄第1号カ(ア)</b>から(キ)までに定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、<b>同欄第1号エ(ア)</b>から(キ)までに定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の18及び65の19略			65の18及び65の19略		
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの <b>省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）</b>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては31万5,000円、<b>同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。）</b>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては12万3,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合</p>	65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの <b>第4基準適合性</b>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては31万5,000円、<b>第5基準適合性</b>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては12万3,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合</p>

改正後			改正前		
		<p>性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万6,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万1,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては58万円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては26万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては71万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては34万1,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては48万円</p>			<p>性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万6,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万1,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては58万円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては26万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては71万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては34万1,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては48万円</p>
65の21 略			65の21 略		
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつて	65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつて

改正後		改正前	
審査	<p>は、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性に係る認定申請にあっては3万8,000円</b>(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、6,000円)、<b>第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</b></p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <b>第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円</b>(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)、<b>第2基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円</b>(適合証の提出が</p>	審査	<p>は、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの <b>3万8,000円</b>(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <b>4万3,000円</b>(適合証の提出が</p>

改正後		改正前	
	<p>ある場合にあつては、6,000円)</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(住宅部分の省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</b></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円</b></p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性に係る認定申請</b></p>		<p>ある場合にあつては、6,000円)</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(住宅部分の省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの <b>7万7,000円</b></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <b>12万7,000円</b></p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>6万3,000円</b></p> <p>(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)</p>

改正後		改正前	
	<p>にあつては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円</p> <p>（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）</p> <p>（エ）床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）</p> <p>ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>第3基準適合性に係る認定申請にあつては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあつては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル</p>		<p>21万7,000円</p> <p>（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）</p> <p>（エ）床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>31万円</p> <p>（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）</p> <p>ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあつては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル</p>

改正後		改正前	
	<p>を超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p><b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては31万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては12万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては40万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、3万円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては16万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、3万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては58万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円)、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては34万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円)</p>		<p>を超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p><b>第1基準適合性</b>に係る認定申請にあつては31万5,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円)、<b>第2基準適合性</b>に係る認定申請にあつては12万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万9,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性</b>に係る認定申請にあつては40万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、3万円)、<b>第2基準適合性</b>に係る認定申請にあつては16万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、3万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性</b>に係る認定申請にあつては58万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、<b>第2基準適合性</b>に係る認定申請にあつては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性</b>に係る認定申請にあつては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円)、<b>第2基準適合性</b>に係る認定申請にあつては34万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円)</p>

改正後		改正前	
	<p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの <b>第3基準適合性</b>に係る認定申請にあつては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円）、<b>第4基準適合性</b>に係る認定申請にあつては48万円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円）</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつてはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつてはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から</p>		<p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <b>第1基準適合性</b>に係る認定申請にあつては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）、<b>第2基準適合性</b>に係る認定申請にあつては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの <b>第1基準適合性</b>に係る認定申請にあつては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円）、<b>第2基準適合性</b>に係る認定申請にあつては48万円（適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円）</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつてはア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつてはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から</p>



改正後			改正前		
		<p>(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第</p>	65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第</p>

改正後		改正前	
	<p>1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算</p>		<p>1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額 (イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算</p>

改正後			改正前		
		定した面積)の区分 に応じ、それぞれ65 の22の項の右欄第 1号ウ(ア)から (キ)までに定める 額 (2) 次に掲げる部分の 区分に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号 に掲げる申請又は通 知に係る床面積の合 計の区分に応じ、当該 各号に定める額 イ 建築設備及び工作 物に係る部分 9の 項の右欄各号又は9 の2の項の右欄に掲 げる審査の区分に応 じ、それぞれ9の項の 右欄各号又は9の2 の項の右欄に定める 額			定した面積)の区分 に応じ、それぞれ65 の22の項の右欄第 1号ウ(ア)から (キ)までに定める 額 (2) 次に掲げる部分の 区分に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号 に掲げる申請又は通 知に係る床面積の合 計の区分に応じ、当該 各号に定める額 イ 建築設備及び工作 物に係る部分 9の 項の右欄各号又は9 の2の項の右欄に掲 げる審査の区分に応 じ、それぞれ9の項の 右欄各号又は9の2 の項の右欄に定める 額
65の24から74まで 略			65の24から74まで 略		

議案第 21 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を次のとおり改定する。

改定前	改定後
65億 5,407万 4,160円	65億 1,689万 1,890円

3 施行期日

公布の日

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号</p> <p>改正 略</p> <p>令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例</p> <p>第1条 略 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、65億1,689万1,890円とする。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和5年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例 平成19年3月26日条例第3号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例</p> <p>第1条 略 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、65億5,407万4,160円とする。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 22 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

福祉医療資金の貸付対象に高校生等又はその保護者を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 定義規定に高校生等を加える。

高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日  
までの間にある者

(2) 貸付対象を定める規定に高校生等又はその保護者を加える。

3 施行期日

令和5年4月1日

改正後	改正前
○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例	○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例
平成8年3月28日条例第8号	平成8年3月28日条例第8号
改正 略	改正 略
令和5年 月 日条例第 号	
盛岡市福祉医療資金貸付基金条例	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例
第1条 略	第1条 略
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。	(1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第5号及び第7号に該当する者を除く。)をいう。
(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。	(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第5号及び第7号に該当する者を除く。)をいう。
(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。	(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第5号及び第7号に該当する者を除く。)をいう。
(4) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (第6号及び第8号に該当する者を除く。)をいう。	(4) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者 (次号に該当する者を除く。)をいう。
(5) 妊産婦 妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある者 (次号に該当する者を除く。)をいう。	(5) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。
(6) 重度心身障害者 次のアからエまでのいずれかに該当する者で当該該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるものをいう。	ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人。以下同じ。)で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級のもの	イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの
イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)が監護し、又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当するもの	ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの
ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者(同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。)で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの	エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者
エ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児又は知的障害者と判定された者	(6) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。)をいう。
(7) 中度身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が3級又は4級のものに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第1号から前号まで及び次号に該当する者を除く。)をいう。	(7) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第5号及び第6号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(同号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(同号に該当する者を除く。)をいう。
(8) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第5号及び第6号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(同号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(同号に該当する者を除く。)をいう。	(8) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第4号から第6号までに該当する者を除く。)をいう。
(9) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第5号から第7号までに該当する者を除く。)をいう。	(7) ひとり親家庭等の親子等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により現に児童(出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養することとなった日の属する月の初日から扶養しなくなった日の属する月の末日までの間にあるもの(第4号及び第5号に該当する者を除く。)又はその者に現に扶養されている児童(同号に該当する者を除く。)若しくは父母の扶養を受けることができないと市長が認めた児童(同号に該当する者を除く。)をいう。
(9) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第5号から第7号までに該当する者を除く。)をいう。	(8) 寡婦等 配偶者のない女子又は配偶者のない男子でかつて配偶者のない女子又は配偶者のない男子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの(第4号から第6号までに該当する者を除く。)をいう。

改正後	改正前
<p>(10) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。</p> <p>(11) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。</p> <p>(12) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>第3条 略 （貸付対象）</p> <p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、<b>高校生等</b>、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、中学生、<b>高校生等</b>、重度心身障害者、中度身体障害者及び<b>第2条第8号</b>に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く乳幼児等にあつては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p> <p>第5条から第11条まで 略 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号） <b>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</b></p>	<p>(9) 医療費の一部負担金 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他医療に関する法令等の規定により当該被保険者、組合員又は加入者が負担すべき額（健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する食事療養標準負担額又は健康保険法第85条の2第2項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）をいう。</p> <p>(10) 医療保険各法 健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。</p> <p>(11) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれらに準ずる者をいう。</p> <p>第3条 略 （貸付対象）</p> <p>第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、<b>高校生等</b>、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、中学生、<b>高校生等</b>、重度心身障害者、中度身体障害者及び<b>第2条第7号</b>に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。</p> <p>(2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く乳幼児等にあつては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。</p> <p>第5条から第11条まで 略 附 則 略</p>



議案第 23 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

太田児童センターを設置しようとするものである。

2 改正の内容

第2条第1項の表に次のように加える。

盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1
--------------	---------------

3 施行期日

令和6年4月1日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																																		
<p>○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田児童センター</td><td>盛岡市上太田上吉本1番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	<p>○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童センター</td><td>盛岡市南青山町6番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田榊14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立飯岡児童センター</td><td>盛岡市下飯岡11地割321番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立渋民児童館</td><td>盛岡市渋民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前北児童センター</td><td>盛岡市西見前18地割17番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立向中野児童センター</td><td>盛岡市向中野五丁目10番70号</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立川目児童センター築川分室</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1	盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号	名称	位置	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
名称	位置																																																																																																																																																																																		
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																																		
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																																																																																																		
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																																		
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																																		
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																																		
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																																		
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																																		
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																																		
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本1番地1																																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																																		
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町6番10号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22																																																																																																																																																																																		
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																																																																																																		
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地																																																																																																																																																																																		
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																																																																																																		
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																																																																																																		
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																																																																																																		
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																																																																																																		
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																																																																																																		
盛岡市立渋民児童館	盛岡市渋民字鶴塚103番地																																																																																																																																																																																		
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																																																																																																		
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地1																																																																																																																																																																																		
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号																																																																																																																																																																																		
名称	位置																																																																																																																																																																																		
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1																																																																																																																																																																																		

改正後	改正前
<p>附 則（令和5年条例第 号） この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

## 議案第 24 号

## 盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

出産育児一時金の額を改定しようとするものである。

## 2 改正の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年4月1日から施行され、出産育児一時金の支給額が改められることに伴い、盛岡市国民健康保険における出産育児一時金の支給額も準じた額にするため、盛岡市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）第3条第1項に規定する出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。

これにより、産科医療補償制度※の対象となる出産に係る育児一時金の支給額は、盛岡市国民健康保険条例施行規則（昭和34年7月25日規則第11号）第8条に規定する産科医療補償制度の掛け金相当額「1万2,000円」を合わせて、総額50万円となる。

	改正前	改正後
市条例第3条第1項に規定する額	408,000円	488,000円
市条例第3条第1項ただし書きに基づき 市条例施行規則第8条に規定する額	12,000円	12,000円
合計	420,000円	500,000円

## ※産科医療補償制度

平成21年1月に創設された、通常妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺になった小児と家族に補償金を支払う制度。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号</p> <p>改正 略 令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 （出産育児一時金）</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、48万8,000円に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第4条から第12条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和5年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る盛岡市国民健康保険条例第3条第1項に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市国民健康保険条例 昭和34年3月30日条例第8号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市国民健康保険条例 盛岡市国民健康保険条例（昭和28年条例第46号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 （出産育児一時金）</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、40万8,000円に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第4条から第12条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 25 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

字の区域の変更に伴い、給水区域の字名を整理しようとするものである。

2 改正の内容

門字堀郷の字が廃止されることに伴い、条例第3条第2項で定める給水区域の別表の中から、門字堀郷を削るものである。

別表（第3条第2項関係）

新	旧
町又は字の区域の全部が給水区域である区域 …門一丁目 門二丁目 <u>門字赤沼</u> …	町又は字の区域の全部が給水区域である区域 …門一丁目 門二丁目 <u>門（堀郷 赤沼）</u> …

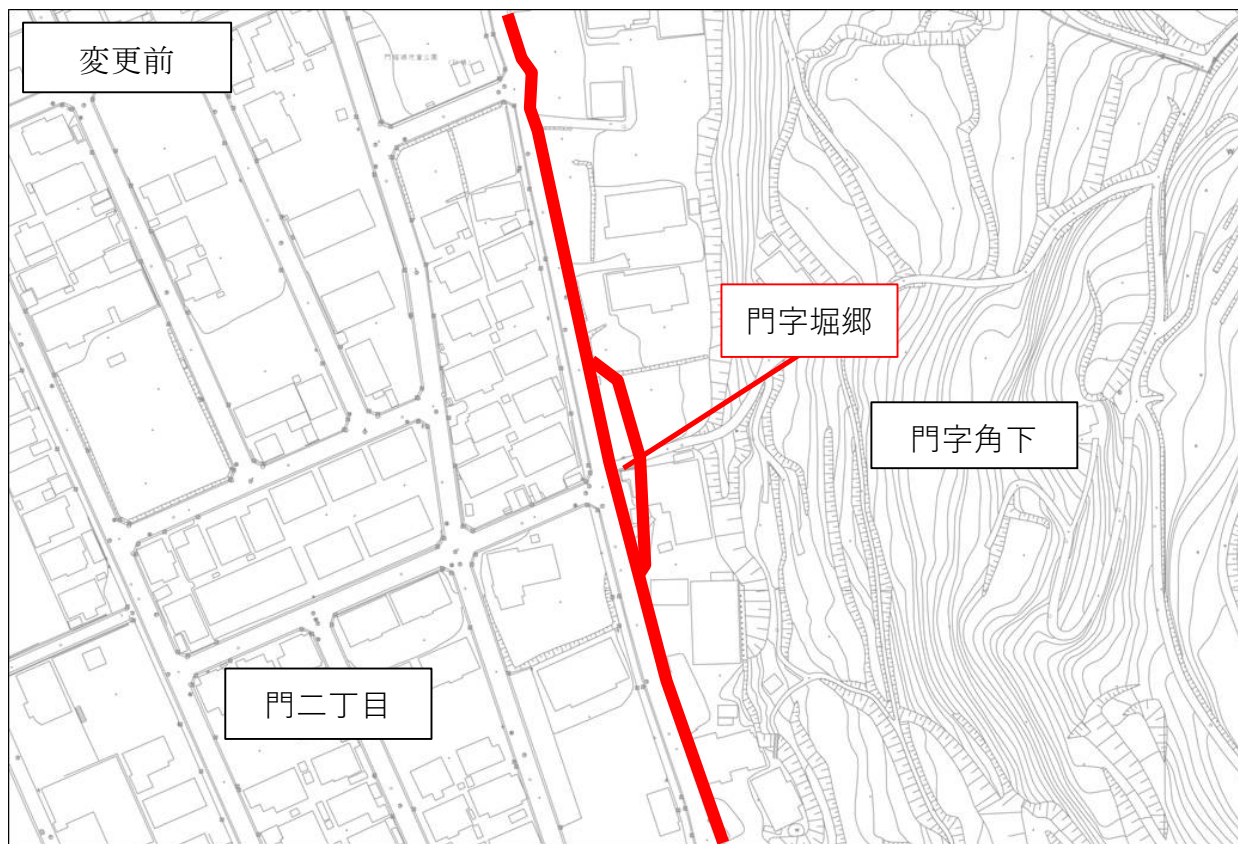
3 施行期日

令和5年4月10日

4 字界区域変更図

別紙のとおり。

# 字界区域変更図



改正後	改正前																
○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号	○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号																
改正 略	改正 略																
<b>令和5年 月 日条例第 号</b>																	
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例																
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略																
第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。																
2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。	2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。	3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル														
第4条から第8条まで 略	第4条から第8条まで 略																
附 則 略	附 則 略																
<b>附 則（令和5年条例第 号）</b>																	
<b>この条例は、令和5年4月10日から施行する。</b>																	
別表（第3条第2項関係）	別表（第3条第2項関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字の区域全部が給水区域である区域</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田柿水平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 <b>門字赤沼</b> 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田柿水平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 <b>門字赤沼</b> 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字の区域全部が給水区域である区域</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田柿水平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 <b>門(堀郷 赤沼)</b> 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田柿水平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 <b>門(堀郷 赤沼)</b> 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横								
区分	給水区域																
町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田柿水平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 <b>門字赤沼</b> 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横																
区分	給水区域																
町又は字の区域全部が給水区域である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田柿水平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 <b>門(堀郷 赤沼)</b> 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横																



改正後	改正前
<p>長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀  新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田  平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁  目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新  町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青  山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月  が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目  みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目  厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五  丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁  目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二  丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目  本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場  水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古  松幅 小坂小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目  向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目  向中野七丁目 向中野(中島 石川町 才川 細谷地 道明  東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西  田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁  下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田  田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁  中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田  官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碓  上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口  上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上  太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字  上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上  太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太  田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田  下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清  水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田  中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千  刈</p> <p>上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上  太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前  上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹  花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻  與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清  水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稲荷  場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的  場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米  倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一  丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南  二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町  二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目  津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目  津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡  一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見  前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地  割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から  三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20  地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割  まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで  津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志  田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地  割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割ま  で 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割  飯岡新田3地割から10地割まで 羽場1地割から羽場18地割  まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割  まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部  14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで  大ヶ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割  黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から</p>	<p>長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀  新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田  平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁  目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新  町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青  山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月  が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目  みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目  厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五  丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁  目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二  丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目  本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場  水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古  松幅 小坂小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目  向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目  向中野七丁目 向中野(中島 石川町 才川 細谷地 道明  東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西  田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁  下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田  田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁  中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田  官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田碓  上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口  上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上  太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字  上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上  太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太  田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田  下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清  水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田  中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千  刈</p> <p>上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上  太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前  上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹  花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻  與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清  水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稲荷  場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的  場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米  倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一  丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南  二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町  二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目  津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目  津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡  一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見  前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地  割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から  三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20  地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割  まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで  津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志  田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地  割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割ま  で 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割  飯岡新田3地割から10地割まで 羽場1地割から羽場18地割  まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割  まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部  14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで  大ヶ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割  黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から</p>

改正後		改正前	
	手代森27地割まで 手代森30地割 松内(館 和台 新田 築場 石花 在家 古川) 好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山永井(荒屋 田端 中島) 寺林(梨木平 下平) 巻堀(巻堀 新田) 玉山馬場(川原 馬場) 芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)		手代森27地割まで 手代森30地割 松内(館 和台 新田 築場 石花 在家 古川) 好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山永井(荒屋 田端 中島) 寺林(梨木平 下平) 巻堀(巻堀 新田) 玉山馬場(川原 馬場) 芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)
町又は字の区域の一部が給水区域である区域	愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稻荷窪 狐森 糠森 小野松) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稻久保 堰根 二ツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻二ツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷前 猪去釈迦堂 猪去上平猪去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 葎内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ生19地割 大ヶ生21地割 大ヶ生22地割 大ヶ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 松内字松内 好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 八幡平市大更第2地割及び第5地割	町又は字の区域の一部が給水区域である区域	愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稻荷窪 狐森 糠森 小野松) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稻久保 堰根 二ツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻二ツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷前 猪去釈迦堂 猪去上平猪去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 葎内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ生19地割 大ヶ生21地割 大ヶ生22地割 大ヶ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 松内字松内 好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山永井(永井沢 百目木 鳥木沢) 寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 渋民(狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 八幡平市大更第2地割及び第5地割
備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。	備考 この表中「上田(庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。		